
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

2025 年 9 月 12 日

【米国】免税基準額(デミニミス)ルールの停止

弁護士 高嵯 直子 / 弁護士 澤田 駿

Contents

- I. はじめに
- II. 免税非課税基準額ルールをめぐる従前の状況
- III. 本大統領令の内容
 - 1. デミニミスルールの停止
 - 2. 適用税率
- IV. 日本企業への影響
- V. おわりに

I. はじめに

2025 年 8 月 29 日より、全世界から米国に輸入されるすべての品目のうち、これまで免税(duty free)とされてきた免税基準額=800 米ドル以下の貨物についても関税が課されるようになった。これは、2025 年 7 月 30 日、米大統領が署名した免税基準額(デミニミス de minimis)ルールを停止する大統領令(以下「本大統領令」という。)に基づくものである¹。

本稿では、本大統領令に至るまでの免税基準額をめぐる動静や本大統領令の概要、および日本企業に対する影響について解説する。

II. 免税基準額ルールをめぐる従前の状況

米国では、1938 年よりデミニミスルールが導入され、少額貨物に対する関税の免税が規定されている(免税基準額は当初 200 米ドル、その後 800 米ドルとされ、同額以下の貨物は関税が免税とされていた)²。

¹ [Suspending Duty-Free De Minimis Treatment for All Countries – The White House](#)

² 19 U.S.C. § 1321(a)(2)(C)

しかし、2025 年 2 月 1 日、トランプ大統領は国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づき、カナダ³およびメキシコ⁴に対しフエンタニルや違法薬物の米国への流入を理由に、中国⁵に対し中国国内の合成オピオイドサプライチェーンの取締りの失敗等を理由に、デミニミスルールを停止する大統領令に署名した。もともと、後日、完全かつ迅速に関税を処理および徴収する十全なシステムが整うまでの間、デミニミスルールの停止は中断された(中国および香港からの少額貨物については同年 5 月 2 日より、デミニミスルールによる関税免除を停止した⁶)。

また、これらの国以外の全世界からの輸入品についても、同年 4 月 2 日、いわゆる「相互関税」について規定された大統領令において、IEEPA に基づき異常な脅威(unusual and extraordinary threats)に対応するため、商務省の準備が整い次第、デミニミスルールによる関税免除を停止することが規定された⁷。そして、同年 7 月 4 日に成立した「大きく美しい一つの法」(One Big Beautiful Bill Act)においても、2027 年 7 月 1 日をもって、デミニミスルールの停止が定められた⁹。

III. 本大統領の内容

1. デミニミスルールの廃止

本大統領令により、2025 年 8 月 29 日から国際郵便以外で送付される 800 米ドル以下の貨物についてすべての適用可能な関税が課されることになった(すなわち、少額貨物に対するデミニミスルールによる関税免除は停止された)。これは、価格や原産国、輸送形態や輸入方法を問わず適用される。なお、国際郵便に関しては、3.(2)で後述するとおり、別に定める税率により課税される。

他方で、例外規定のいくつかは維持された。たとえば、米国人旅行者は 200 米ドルまでの個人的な物品を無税で米国に持ち帰ることができるほか、個人の 100 米ドル以下の純粋な贈り物(bona fide gift)であれば関税はかからない。

この措置の理由として大統領は、国家安全保障と経済の保護の必要性を主張する¹⁰。具体的には、免税基準額以下の貨物に関税がかからず、通常の貨物ほど厳重な審査が行われないため、関税回避や健康、安全、国家安全保障および経済安全保障の観点からのリスクがあり、デミニミスルールが濫用されているため、本措置が必要であるとする。

なお、米国税関・国境警備局(CBP)によれば、デミニミスルールが適用された貨物は 2015 年から 2024 年の 10 年間で 1 億 3400 万点から 10 億 3600 万点に増え、一日 400 万点以上の貨物が輸入されており、全押収件数のうち麻薬で 98%、偽造品で 97%(3100 万点以上)、武器やフエンタニルの 77%がデミニミスルールを利用して輸入されていたという¹¹。

3 [Imposing Duties to Address the Flow of Illicit Drugs Across Our Northern Border – The White House](#)

4 [Imposing Duties to Address the Situation at Our Southern Border – The White House](#)

5 [Imposing Duties to Address the Synthetic Opioid Supply Chain in the People's Republic of China – The White House](#)

6 [Further Amendment to Duties Addressing the Synthetic Opioid Supply Chain in the People's Republic of China as Applied to Low-Value Imports – The White House](#)

7 [Regulating Imports with a Reciprocal Tariff to Rectify Trade Practices that Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits – The White House](#)

8 IEEPA に基づく「相互関税」については国内訴訟に付されており、訴訟の経過については、SH5493 米国貿易裁判所、IEEPA 関税に違法判断——控訴裁が一時的執行停止、関税は継続(商事法務ポータル、2025 年 6 月 24 日)
<https://portal.shojihomu.jp/archives/75513> 参照

9 [Text - H.R.1 - 119th Congress \(2025-2026\): One Big Beautiful Bill Act | Congress.gov | Library of Congress](#)

10 [Fact Sheet: President Donald J. Trump is Protecting the United States' National Security and Economy by Suspending the De Minimis Exemption for Commercial Shipments Globally – The White House](#)

11 [CBP ready to enforce end of de Minimis loophole, securing borders and strengthening trade enforcement | U.S. Customs and Border Protection](#)

2. 適用税率

すべての適用可能な関税が課せられることとなったため、たとえば、日本から輸出される貨物については少額貨物であっても IEEPA に基づく相互関税 15%が課されることとなる。その他の国・地域からの少額貨物に対する関税率については、相互関税率を含め、それぞれの貨物に対する適用関税を確認する必要がある。

また、国際郵便については、本大統領令の適用日(=2025 年 8 月 29 日)から半年以内は、①IEEPA に基づく関税と同率(従価税)、もしくは②IEEPA に基づく税率が 16%未満の国の原産品については 1 個当たり 80 米ドル、16%～25%の国の原産品については 1 個当たり 160 米ドル、25%超の国の原産品については 1 個当たり 200 米ドル(従量税)が課されることとなり、適用日から半年経過後は①の税率に統一されることとなった。

IV. 日本企業への影響

2025 年 8 月 29 日より、すべての産品につき関税が課せられることとなり、それまで認められていた簡易的な通関手続も利用できなくなる。そのため、通常に通関手続によることとなる結果、納税額の算出等により通関に要する時間が増長することが考えられる。加えて、相互関税の対象ともなっていることも考慮すれば、単純なリードタイムだけではなく、関税という経済的負担も無視できない。

同月 25 日、日本郵便は「各国郵便事業体等が実施すべき手続きが不明確であり、運用が極めて困難な状況」にあるとして、米国宛て郵便物のうち、個人間の贈答品で内容品価格が 100 米ドルを超えるものおよび消費を目的とする販売品の引き受けを同月 27 日より一時停止すると公表した¹²。そのため、日本からは事実上、デミニスルール停止後も免税とされる 100 米ドル以下の個人間の贈答品で無ければ、米国に郵便物を送付することが出来なくなっている。

加えて、デミニスルールが停止される結果、少額貨物についても IEEPA に基づく相互関税の対象にもなる。相互関税については、日本は MFN 税率も含め 15%を上限とし、MFN 税率が 15%以上の場合、相互関税は課されない旨米国と合意していると公表するも、MFN 税率と併せて 15%以上の関税が課され、15%上限が機能しない状況が継続していた。しかし、2025 年 9 月 4 日付け米国大統領令において、MFN 税率も含めて 15%を上限とする旨が明記され、これまで 15%を超えて支払った関税は還付の対象となるようである¹³。

V. おわりに

米国国内では、デミニスルールを停止する本大統領令が、上述の「大きく美しい一つの法」において、2027 年まで当該ルールを維持するとした議会の明確な指示と抵触するとして国内裁判が提起されている。他方、トランプ大統領は、デミニスルールの停止は国家緊急事態に対処するために同法よりも迅速に行動したものだとしている¹⁴。また、5 月にも中国産貨物に対するデミニスルールの停止に関して訴訟を提起していた原告は、当該訴訟の再開を求める申立てを行っており、米国の国内訴訟の状況も注視する必要がある。

¹² https://www.post.japanpost.jp/int/information/2025/0825_01.html

¹³ [Implementing The United States–Japan Agreement – The White House](#)

¹⁴ 脚注 10 に同じ。

○ OECD の取りまとめた“Consumption Tax Trends 2024”によると、付加価値税等を導入していない米国を除く、**OECD加盟国37か国**のうち、**少額貨物に付加価値税等を課税する国は27か国**、**免税としている国は10か国**と整理されている。

課税

オーストラリア、オーストリア、バルギー、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、イギリス **【27か国】**（下線はEU非加盟国）

（参考）OECD加盟国以外では、シンガポール、タイ、ベトナム、ブラジル、カザフスタン、マレーシアにおいても課税されている（出所：EC事業者HPより）。

免税

カナダ、チリ（注1）、コロンビア、コスタリカ、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、メキシコ、スイス（注2） **【10か国】**

（注1）左記資料上は免税とされているが、EC事業者等にVATの納税義務を課する改正法が2024年11月に公布され、2026年1月から開始される見込み。

（注2）左記資料上は免税とされているが、少額貨物をスイスの消費者に年間100,000スイスフラン（約1,700万円）で発送する場合、販売者にVATの納税義務を課する制度が2019年1月から導入されている。

（出典）OECD（2024）, Consumption Tax Trends 2024: VAT/GST and Excise, Core Design Features and Trends, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/dcd4dd36-en>.

この動きは日本においても例外ではなく、デミニスルールに対応する少額貨物に対する免税制度は少なくとも撤廃の方向性で議論されているようである¹⁶。

以上

4

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 高崎 直子（naoko.takasaki@amt-law.com）
弁護士 澤田 駿（shun.sawada@amt-law.com）
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。